

日向商工会議所会報「Himawari」PRチラシ同封サービス運用規程

1. PRチラシ同封サービス（以下、「同封サービス」という。）は、日向市内事業所の発展に資することを目的としており、日向商工会議所（以下、「本所」という）会員、非会員及び官公庁または公的団体の利用を認める。
2. 同封サービスは、本所の発行する会報「Himawari」（以下、「会報」という。）発送封筒に市内事業所の事業発展のためのチラシ、書類等を同封するものであり、その内容について、または同封サービスを利用する事業所等について本所が保証するものではない。
3. 事前審査の上、下記の事項に該当するものは利用不可とし、その解釈は本所において行なうものとする。
 - （1）政治活動、宗教活動、意見広告、占い及び個人宣伝に係るものでないこと。
 - （2）公序良俗に反する恐れがないこと。
 - （3）法令に違反しないこと。また法令違反を誘発する恐れがないこと。
 - （4）虚偽、誤認を生じさせる恐れがないこと。
 - （5）他の会員、消費者へ不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - （6）マルチ商法、無限連鎖講等、及びそれらに類する内容でないこと。
 - （7）投機性がないと判断されること。
 - （8）閲覧者に不快感を与える内容でないこと。
 - （9）その他、当該サービスの運用上、本所が不相当と認める内容でないこと。
4. 同封サービスに関する本所の免責事項は下記のとおりとする。
 - （1）チラシの内容に関する責任は、すべて同封サービス利用者に帰属する。
 - （2）本所の判断により同封サービスを利用不可と判断した場合、その理由を明示する義務を負わない。
 - （3）情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、本所は一切の責任を負わない。
5. 同封サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。
6. 同封サービスの利用料金については下記の表のとおりである。

	料金（A4サイズ）
会員	20,000円（1枚増えるごとに10000円追加）
非会員	30,000円（1枚増えるごとに10000円追加）
官公庁及び公的団体	20,000円（1枚増えるごとに10000円追加）

7. 本所が送付する請求書に従い、発行月翌月末日までに支払いを完了すること。
8. 会報発送封筒に同封するチラシ等は、同封サービス利用者が必要部数（1,550部）を作成し、発行月の15日までに納品すること。尚、残部が発生した場合は原則として返却しない。
9. 会報発送封筒に同封する書類等は、A4版を基本とする。A4版を超える場合は、

同封サービス利用者において、A4版に加工して納品するものとする。

10. 以上、運用規程に同意のうえ、同封サービスを利用する場合、申込書の様式に従い、必要事項を整え、発行月の5日までに、本所へ申込書、チラシ見本（2部）を提出する。
11. 申込受付は申込先着順で10社までとし、10社を超える場合は申込受付を断る場合がある。
12. 会報発行は年4回とし、発行月は4月末、7月末、10月末、1月末とする。